

豊橋市監査公表第13号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定例監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年12月28日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	田中敏一
同	山本賢太郎



定例監査の監査結果に基づく措置結果（令和3年度）

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
福祉部	長寿介護課	03-10	指摘事項	【所属する団体の事務処理について】 本市に事務局がある老人クラブ連合会において、総会による予算議決前に予算を執行していたので、適正な事務処理をされたい。	令和4年4月21日の豊橋市老人クラブ連合会総会にて、事務処理規程を改正し、例外的に予算議決前は理事会が承認した予算案をもって事業を行うこととした。	R4.10.19
子ども未来部	保育課	03-13	指摘事項	【旅行命令について】 旅行命令手続において、用務、日程、行先、旅行者等があらかじめ明らかな旅行であるにもかかわらず、旅行後に、旅行日以前の日付に遡って処理を行う事後申請が散見された。旅行命令は、旅行に関する事項を記載した旅行命令簿を当該旅行者に提示して行わなければならない、事後における旅行命令簿の調製は、これを提示するいとまがなく口頭による旅行命令を行った場合にのみ認められるものであることから、旅費支給条例に則り適正な旅行命令の発出を徹底されたい。	旅行命令の手続については、研修等への参加申込と同時にを行うよう、令和3年12月に各園長等へ周知した。また、課内キャビネット内に旅行案件にかかるチェックリストを作成し、各園長・旅費担当者等が随時旅行案件や旅費事務の進捗を確認することとした。	R4.10.25
		03-13	指摘事項	【一者随意契約について】 公益社団法人豊橋市シルバー人材センターへの業務委託において、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定を根拠として一者随意契約していたが、同規定は一者随意契約の根拠とはならないので、見積り合わせを行うなど、関係法令に則り適正な事務処理をされたい。	今後、同様の業務について委託契約する場合は、関係法令の規定に沿った事務処理を行うよう、年度当初に課内に周知した。	R4.10.25
		03-13	意見	【修繕契約事務について】 随意契約による修繕契約事務において、金額が10万円以下の補修については1通の見積書をもって処理できるとする契約規則第52条の3ただし書に該当するよう修繕規模を細分化して発注する事例が見受けられたが、随意契約においてもできるだけ競争性を確保するという同条本文の趣旨に則り、適切な修繕規模による発注に努められたい。	予備監査での指摘を受け、今後、業務内容や時期が同一である修繕業務は分割して発注するのではなく、1件の修繕案件として発注するよう、令和3年10月29日に実施した園長会議において周知した。	R4.10.25
		03-13	意見	【委託契約事務について】 三人乗り自転車配送・回収業務委託契約において、個人情報を取り扱う業務ではないのに不要な個人情報取扱特記事項が契約書に添付されていることから、業務内容と契約書内容に不整合が生じている。契約書の記載事項について関係する規定や通知の内容を課内で再確認するとともに、決裁過程における契約書案のチェックを慎重に行うなど、適切な契約事務の執行に努められたい。	令和3年12月に、契約規則や関係規定、その他契約検査課等から発出された最新の通知等を課内で周知するとともに、決裁過程における契約書案の確認を複数人で行うよう課内のチェック体制を見直した。	R4.10.25
		03-13	意見	【病児保育利用決定手続について】 病児保育事業において、病児保育事業実施要綱に基づき、利用申請に対する利用可否を決定し、行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条に規定する告示文を記載した利用決定通知書を申請者に通知しているが、行政の内規に過ぎない要綱で行政処分を行うことはできないので、当該申請に対する決定が法律又は条例に基づく処分性を有する行為に該当するか否かを整理の上、該当しないのであれば告示文を削除するなど、適切な事務処理に努められたい。	本件趣旨を課内職員に周知するとともに、令和3年12月1日付で要綱を改正し、本通知書に告示文を記載しないこととした。	R4.10.25

定例監査の監査結果に基づく措置結果（令和3年度）

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
都市計画部	公園緑地課	03-18	意見	【一者随意契約理由について】 自治会公園管理委託業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約をしているが、理由書の記載が不十分かつ抽象的であるため、履行可能な者が一者に特定される場合には、その根拠を整理し、理由書に具体的に記載するよう努められたい。	自治会公園管理委託業務の契約先である地元自治会は「豊橋市自治会公園管理委託業務要綱」により受託者を自治会と定めており、身近な公園利用者からなる唯一の組織であることを確認し、令和4年度より一者随意契約理由書に記載した。	R4. 10. 28
		03-18	意見	【公園の維持管理について】 公園除草清掃業務報告書において、公園利用に支障が出るほど草が繁茂した作業前写真が散見されたので、防犯や防災の観点からも、適切な公園管理に努められたい。	令和4年度より公園利用に支障が出る公園については、除草回数を増やして適切な公園管理を行うこととした。また、自治会公園管理委託業務を行っている自治会に対し、令和4年2月開催の自治会公園管理説明会において、適切な公園管理を行うように周知徹底した。	R4. 10. 28
		03-18	意見	【公園利用者の安全確保について】 豊橋公園内にある吉田城址において、令和2年度に事業期間を15年間とする石垣長寿命化計画を策定し、令和3年度から修復工事を開始しているが、落石による人身事故などを起こさぬよう日常点検や必要に応じた立入制限の実施など、安全対策に万全を期すよう努められたい。	策定した修復計画を進めながら、毎月石垣の水準測量とゲージによる石材間の距離を測定するなどの日常点検等を行い、石垣の変状がないことを確認するとともに、危険個所の立入制限を実施するなど安全対策の徹底を図った。また、受注者にも安全管理の徹底を指導するなど、適正な工事を行うよう周知徹底した。今後も引き続き日常点検や必要に応じた立入制限の実施など、万全を期して安全対策を行うよう課内に周知した。	R4. 10. 28
議会事務局	庶務課	03-19	指摘事項	【所管する団体の事務処理について】 本市に事務局がある豊橋・湖西・田原市議会議長協議会に係る文書の取扱いにおいて、本市の文書記号及び番号を使用していたので、市と協議会の業務を区別し、適正な事務処理をされたい。	本市に事務局がある協議会の文書の取扱いに際し、本市の文書記号及び番号を使用することのないよう、今後は適切な事務処理に努めるとともに、令和4年4月に課内においても改めて周知を図った。	R4. 11. 1
上下水道局	営業課	03-21	指摘事項	【専決事項について】 上下水道局収納業務等包括業務委託の検査報告書において、専決権者まで報告していない事例があったので、上下水道局処務規程にのっとり、適正な事務処理をされたい。	令和4年2月に、起案者が、決裁後の書類確認を確実にを行うよう、職員に周知徹底を図った。	R4. 12. 8
		03-21	意見	【委託業務仕様書について】 上下水道局収納業務等包括業務委託仕様書において、債権管理業務として「納付相談の実施及び誓約書の徴収」及び「訪問等による催告」と表記しているが、弁護士法第72条の非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止に抵触しているとの誤解を招くことのないよう業務範囲を明確に記載するなど適切な表記に努められたい。	現契約の仕様書変更は行わず、令和4年4月に発注者が作成している「業務チェックシート」の評価項目の表記内容について、弁護士法に抵触しているとの誤解を招くことのない表記に変更し、毎月の定例会で受託者にヒアリングを行うことで、双方の認識誤りが生じないよう改善した。	R4. 12. 8
財務部	資産経営課	04-04	意見	【燃料電池自動車等の運用について】 燃料電池自動車など一部の乗用自動車において、利用実績が少なく、非効率的な運用状況となっていることから、運用方法や所有台数の見直しなど、効率的な財産運用に努められたい。	利用実績が少ない普通・小型乗用自動車について、以下のとおり効率的な財産運用の見直しを図った。 1 燃料電池自動車トヨタミライは、利用率が低下していた市民貸出事業を廃止し、ゼロカーボンシティ推進課への保管転換により、積極的な次世代自動車導入促進に向けた広報媒体として活用するとともに、職員が施設予約システムから利用できる運用方法に見直しした。 2 フォルクスワーゲンパサート、同ゴルフバリエーション、日産キャラバン3台は、公用車が不足している部署に保管転換をし、稼働率の向上を図った。	R4. 10. 24

定例監査の監査結果に基づく措置結果（令和3年度）

部 名	課 名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措 置 結 果	措置通知日 年月日
企画部	広報広聴課	04-04	意見	<p>【ホームページの管理について】</p> <p>各課が作成しているホームページにおいて、「豊橋市ホームページ管理運用ガイドライン」で使用不可の文章表記が散見される。市民にわかりやすい情報を提供するため、各課に対しガイドラインに基づいた適切なホームページ作成の指導に努められたい。</p>	<p>ホームページ管理運用ガイドライン内のウェブアクセシビリティに関する記載を最新化し、令和4年9月に改めて各課に通知した。その中で、高齢者や障害者を含む誰もが提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、ホームページ運用時に留意すべきことを抽出し周知を徹底した。</p>	R4.11.8
		04-04	意見	<p>【ウェブアクセシビリティの取組について】</p> <p>令和3年10月に実施したウェブアクセシビリティの取組調査では、多くの課のホームページで高齢者や障害者に配慮した情報提供が徹底されていない結果となっている。また、指定管理者等が作成している外部施設等のホームページも評価対象であるウェブアクセシビリティ評価では「全体としての取り組み」の評価点数が低くなっている。</p> <p>この結果は、ウェブアクセシビリティへの認識が低いことが要因と考えられるので、ホームページ担当者のみならず職員個々の意識を高める効果的な研修などを行い、ウェブアクセシビリティへの認識を高めるように努められたい。</p>	<p>ホームページ管理運用ガイドライン内のウェブアクセシビリティに関する記載を最新化し、令和4年9月に改めて各課に通知し、アクセシビリティの必要性を全職員が共有できるよう周知した。また、外部施設においても所管課を通じて対応を指導するとともに、必要性の周知徹底を図った。</p>	R4.11.8
		04-04	意見	<p>【委託契約について】</p> <p>広報紙デザイン委託業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約をしているが、最も適当である等の抽象的な理由ではその妥当性を客観的に判断することはできないため、契約方法の変更を検討するなど適切な事務処理に努められたい。また、頁数の増減を踏まえて毎月契約をしているが、契約期間の見直しを図るなど効率的な事務処理に努められたい。</p>	<p>令和4年度より契約方法を一般競争入札とし、契約期間を1年間に見直した。</p>	R4.11.8

定例監査の監査結果に基づく措置結果（令和元年度）

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
財務部	資産経営課	02-01	意見	<p>【行政財産使用料の算定について】                      行政財産の目的外使用に係る使用料算定の取扱いについて、令和2年3月3日付けで全庁に通知しているが、適用条文及び使用料算定の考え方の整理が十分とはいえないので、あらためて、全庁的な調査を実施し、条例改正も視野に市としての統一的な考え方を示すよう検討されたい。</p>	<p>適用条文及び使用料算定の考え方を整理した「行政財産の目的外使用許可に係る留意事項について（通知）」を令和3年3月17日付で各課へ通知した。</p>	R4.10.24

定例監査の監査結果に基づく措置結果（平成30年度）

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
財務部	資産経営課	31-1	意見	<p>【市有財産の使用料について】 市有財産に設置許可する電柱等において、使用料の算定方法が各課異なる状況が見受けられるので、関係課と調整し統一した考え方を示すよう努められたい。</p>	<p>適用条文及び使用料算定の考え方を整理した「行政財産の目的外使用許可に係る留意事項について（通知）」を令和3年3月17日付で各課へ通知した。</p>	R4.10.24